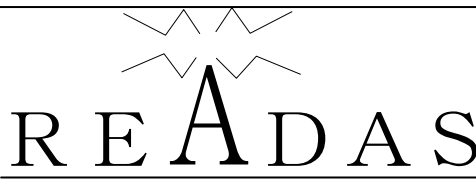


第 5320 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 10月 1日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 自己株式の取得

**Q**：親族が所有している会社の株式を会社で取得しようと思います。手続きなどは、どのようにになりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

会社が自己株式を取得することは、以前は制限されていましたが、現在は原則自由となっています。

特定の株主から自己株式を取得する場合は、次のような流れになります。

#### ①株主総会の事前通知

株主総会の1週間前までに株主総会の招集通知をします。ただし、相続等により株式を取得する場合等一定の場合は不要です。

#### ②株主総会の特別決議

株主総会で、取得する株式の種類、株数、交付する金銭等の額、取得できる期間、及び取得する株主の氏名を決議します。

#### ③取締役会の決議

具体的な内容を定め、取得する株主に通知します。

#### ④譲渡の申込

譲渡する者は、会社に譲渡の旨を通知します。

なお、自己株式はいくらでもできるというわけではなく、株主に交付される金銭等の総額が一定の分配可能限度額の範囲でなければならないという取扱いになっていますので、その点に注意してください。

